



③ 新しい治療法の開発・研究等  
市民病院は、それぞれの医療分野において、新しい治療法の開発や臨床研究に取り組むとともに、先進医療を推進し、市域の医療水準の向上を図ること。

④ 治験の推進  
治療の効果や安全性を高めるなど、新薬開発等への貢献の観点から、治験を積極的に推進すること。

⑤ 災害や健康危機における医療協力等  
災害時において、大阪市地域防災計画に基づき、市の指示に応じるとき、又は自ら必要と認めるときは、大阪府災害拠点病院及び市町村災害医療センターとして患者を受け入れるとともに、医療救護班を編成し現地に派遣して医療救護活動を実施すること。  
また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、市の関係機関と連携しながら、市域の医療機関の先導的役割を担うこと。

(2) 診療機能充実のための基盤づくり  
① 優秀な医療人材の確保・育成  
各病院の医療水準の向上を図るため、医師や看護師をはじめ、優れた医療人材の確保に努めること。  
また、優秀な人材を育成するため、教育研修機能の充実を進めるとともに、職員の職務に関連する専門資格の取得など、自己研鑽(さん)・研究をサポートする仕組みづくりを進めること。  
② 職場環境の整備  
医療人材の働きやすい職場環境づくりのために、短時間正職員制度の導入などの勤務形態の多様化を進めるなど、職員のワークライフバランスを充実させること。  
③ 施設及び医療機器の計画的な整備  
各病院における診療機能の充実、医療の安全性向上及び患者・市民の満足度向上を図るため、施設改修及び医療機器の更新を計画的に進めること。

(3) 市域の医療水準の向上への貢献  
① 地域医療への貢献  
地域の医療機関との連携・連帯に努め、お互いに協力し合う体制作りを進めることにより、地域の医療を充実させるとともに、紹介率や逆紹介率の向上を図ること。さらに、高度医療機器の共同利用の促進や、医師等による医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への医師等の派遣などを進めること。  
② 市域の医療従事者育成への貢献  
看護師や薬剤師等の実習について積極的に協力するなど、市域における医療従事者の育成に貢献すること。  
③ 市民への保健医療情報の提供・発信  
市民を対象とした公開講座の開催、ホームページを活用した情報発信などを積極的にを行い、保健医療情報の発信に努めること。

(4) より安心で信頼できる質の高い医療の提供  
① 患者中心の医療の実践  
「医療の中心は患者である」という認識のもと、患者の権利の尊重を徹底すること。そのためには患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセント(正しい情報を伝えた上で医療従事者と患者との合意をいう。)を徹底すること。  
さらに、患者やその家族を支援する観点から、セカンドオピニオン(患者やその家族が、治療法等の判断にあたって、主治医とは別の専門医の意見を聞くことをいう。)や医療相談などを実施すること。  
② 医療の標準化と最適な医療の提供  
患者負担を軽減しながら、より短い期間で効果的な医療を提供するため、クリニカルパス(疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。)を活用して、質の高い医療を提供すること。  
③ 医療安全対策等の徹底  
市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図るとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。  
また、患者と医療者の協働によるフルネーム確認等、患者の医療参加を得ながら、さらなる安全な医療に努めること。  
④ 低侵襲医療の推進  
患者の身体への負担が少ない、より低侵襲の医療の推進を図ること。

2 患者・市民の満足度向上  
質の高い医療を提供するとともに、患者や来院者のニーズを把握し、サービスの向上に努めることにより、患者や市民の満足度を高めること。  
(1) 院内環境等の快適性向上  
院内の快適性向上や患者のプライバシー確保の観点から、施設や設備の改修・補修などを実施すること。  
また、利便性の向上についても、患者や来院者のニーズにきめ細かく対応して、効果的な取組に努めること。  
(2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善  
外来診療において、診療、会計などで発生している待ち時間を短縮するなど、受診時の負担感の軽減を図ること。  
また、医療機器の稼働率の向上を図るなど、検査待ちや手術待ちについても改善を図ること。  
(3) ボランティアとの協働  
ボランティアの協力を得て、患者・市民の目線に立ったサービス向上のための取組を進めること。

第3 業務運営の改善及び効率化、並びに財務内容の改善に関する事項  
医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、自律性・機動性の高い法人運営体制をめざすこと。  
さらに、業務運営のさらなる改善を図ることで、経営改善の効果を将来に向けた投資につなげることができるよう、安定的な経営基盤を確立すること。  
1 自律性・機動性の高い組織体制の確立  
(1) 組織マネジメントの強化  
地方独立行政法人制度のメリットを活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善に取り組むことができるよう、各病院の自律性を発揮できる組織体制をめざすこと。  
また、市民病院機構本部においては、各病院の経営支援が的確に行えるよう、経営手法の企画立案に関する戦略機能を強化すること。

(3) 災害時の対応  
災害時において、大阪市地域防災計画に基づき、患者を受け入れるとともに、医療救護班を編成し現地に派遣して医療救護活動を実施すること。

(2) 研究機能の強化  
各病院は、それぞれの医療分野において、新しい治療法の開発や臨床研究に取り組むとともに、先進医療を推進し、市域の医療水準の向上を図ること。  
また、新薬開発等への貢献の観点から、治験を積極的に推進すること。

2 信頼される温かな医療の実践  
(1) 医療安全対策等の徹底  
市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図るとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。  
(2) 医療の標準化  
患者負担を軽減しながら、より短い期間で効果的な医療を提供するため、クリニカルパス(患者状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画)を活用して、質の高い医療を提供すること。  
(3) チーム医療の実践及び専門性の発揮  
高度複雑化する疾患にも対応するため、各職種の連携によるチーム医療を一層推進し、それぞれの専門性を発揮しながら、患者の生活の質(QOL)の向上に努めること。  
(4) 意思決定支援  
患者中心の医療を実践するため、患者自身が自分に合った治療法を選択できるよう、インフォームド・コンセント(正しい情報を伝えた上で医療従事者と患者との合意をいう。)を徹底すること。  
さらに、各病院がそれぞれの専門性を生かしてセカンドオピニオン(患者やその家族が、治療法等の判断にあたって、主治医とは別の専門医の意見を聞くことをいう。)や医療相談などを実施すること。  
(5) 医療倫理観の向上  
患者の権利や日々の診療における臨床倫理の課題に対し、研修等を通じて職員へ浸透させるなど、医療倫理観の向上に努めること。

(6) 患者の満足度向上  
患者ニーズを把握し、安心、安全、納得の最適な医療を提供するとともに、院内環境等の快適性向上や職員の接遇向上に努めること。

3 地域医療連携の強化及び地域への貢献  
(1) 地域医療機関との連携  
高度医療機器の共同利用の促進及び市域における医療従事者の育成などにより、地域医療機関との連携に努めること。  
(2) 全世代における地域包括ケアシステム  
国が推進する地域包括ケアシステムの中で、高齢者に限らず全世代を対象に、求められる医療機能を発揮し、その役割を果たすこと。  
(3) 市民への保健医療情報の提供・発信  
市民を対象とした公開講座の開催、ホームページを活用した情報発信などを積極的にを行い、保健医療情報の発信に努めること。

4 優れた医療人の育成  
医療機能を維持・向上させるために、優れた医療人を育成すること。また、教育研修機能の充実やライフスタイルに応じた勤務制度の整備など、働きやすい職場づくりを進め、優れた医療人材の確保に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化、並びに財務内容の改善に関する事項  
医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、自律性・機動性の高い法人運営体制をめざすこと。  
さらに、業務運営のさらなる改善を図ることで、経営改善の効果を将来に向けた投資につなげることができるよう、安定的な経営基盤を確立すること。  
1 自律性・機動性の高い組織体制の確立  
地方独立行政法人制度のメリットを活かし、診療報酬改定や患者動向に迅速に対応するため、診療科などの組織の変更や再編、柔軟な職員配置などについて、自律性・機動性の高い組織運営を行うこと。  
また、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。

○表現を整理  
【参考】  
市総合・災害拠点病院地域災害医療センターHP・市町村災害医療センター  
後段は(3)に統合

○「新しい治療法」と「治験」は密接に関連するものなので項目として統合。

○課題修正

○表現を整理

○クリニカルパスの説明を日本クリニカルパス学会の定義に変更

(新設)  
チーム医療は現在の主流、中期計画には従来から記載あり

○課題を変更

○表現を整理

(新設)

○表現を整理

○課題修正

○表現を整理

○新公立病院改革ガイドライン(総務省)の関係で、府地域医療構想から引用

○表現を整理

<p>① 事務部門等の専門性の向上 事務部門等においては、病院 運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。</p> <p>② 業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入 職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、医療現場の実情を踏まえつつ、公正で客観 的な人事評価制度の構築及び適切な運用に努めること。 さらに、個々の職員の経験、職務能力、職責などの適正な評価に基づく給与制度の構築に努めること。</p> <p>(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化 医療環境の変化や市民の医療ニーズに迅速に対応できるよう、勤務形態の多様化や各市民病院 間の協体制の整備を行い、診療科の再編や医療スタッフの配置を弾力的に行うこと。</p> <p>(3) コンプライアンスの徹底 市立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院 運営を行うこと。 個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）及び大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づく実施機関として適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。また、業務の情報化に対応して、情報セキュリティ対策に努めること。 さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。</p> <p>2 経営基盤の安定化 (1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善 中期目標等を着実に達成できるよう、PDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。 中期目標及び中期計画の枠の中で、弾力的な予算の編成と執行を行うとともに、各病院 の業務改善を促すため、各病院 の改善状況等を予算に反映させるなど、効率的・効果的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 収入の確保 医療収益を確保するため、より多くの患者に効率的に高度専門医療を提供するとともに、診療報酬改定に対応して診療単価向上のための取組を行うこと。 また、病床利用率、新入院患者数など、収入確保につながる数値目標を設定すること。 さらに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の発生防止及び早期回収に努めること。</p>	<p>2 経営基盤の安定化</p> <p>医療機能や経営に対する指標と目標値を設定の上、月次で経営状況を把握し、改善策を実行するなど、効率的・効果的な業務運営に努めること。</p> <p>(1) 収入の確保 病院等の人的及び物的な資源を有効かつ効率的に活用し、診療報酬改定などの医療情勢の変化に迅速に対応するとともに、診療報酬の請求漏れを防止し減点対策に努め、堅実な未収金対策を講ずるなどして、確実に収入を確保すること。</p>	<p>○前文にして表現を整理</p> <p>○表現を整理</p>
<p>(3) 費用の抑制 給与については、給与費比率の数値目標を設定し、給与水準と職員配置の見直し、業務の委託等に努めること。 材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。 経費については、経費比率の数値目標を設定し、民間の取組事項を参考にしながら、引き続き削減に取り組むこと。</p> <p>3 財務内容の改善に関する事項 (1) 運営費負担金の削減 地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による運営費負担金によることはもちろんのこと、漫然とこれに頼るのではなく、収入確保並びに人件費をはじめ、すべてのコスト削減を徹底して経営努力に取り組む、その削減に努めること。</p> <p>(2) 会計処理の明確化 3病院 合計ではなく、各病院 の経営収支を明確にした上で病院 毎に適正な運営費負担金を投入するようにすること。 その際、政策医療に対する日常の運営に関する補填分と過去の過大な投資に対する補填分を明確にすること。</p> <p>(3) 経営指標の設定 2 (2)、(3)に関する指標に加え、自己資本比率及び医療収支比率について、数値目標を設定し、毎年度着実な進捗管理を図ること。</p>	<p>(2) 給与費比率の改善 給与費については、給与費比率の数値目標を設定し、職員配置の適正化等に努めること。</p> <p>(3) 材料費比率の改善 材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。</p> <p>(4) 経費比率の改善 経費については、経費比率の数値目標を設定し、民間の取組事項も参考にしながら、引き続き削減に取り組むこと。</p> <p>(5) 医療収支比率等の改善 医療収支比率、経常収支比率及び自己資本比率の数値目標を設定し、引き続き収支改善に取り組むこと。</p> <p>3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>各病院等が公的な役割を果たしていくため、市民病院機構の経営基盤を一層強化し、安定した財務運営を行うこと。 運営費交付金については、地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準に基づき、定義づけされた政策医療に対する日常運営に関する補てん分と過去の投資に対する補てん分を明確にし、病院ごとに収入の確保及び費用の抑制を徹底して、引き続き経営改善に取り組む適正化に努めること。</p>	<p>○項目を細分化して表現を整理</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>○公立病院改革ガイドラインの内容を反映</p> <p>○表現を整理</p> <p>○第3-2-(5)へ</p>
<p>第4 その他業務運営に関する重要事項 市民病院機構定款議決にあたっての附帯決議に鑑み、弘済院附属病院については、建替え整備などの課題整理を前提として、将来的に運営に係る関与を図ること。 住吉市民病院については、大阪府市統合本部によって示された方向性に沿って、府立急性期・総合医療センター への機能統合を進め、大阪府市共同住吉母子医療センターを設置し、大阪府域全体で最適となるように医療資源の有効活用を図ること。</p>	<p>第4 その他業務運営に関する重要事項 もと住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関して、市と公立大学法人大阪市立大学の検討内容及び整備計画を踏まえ連携を図ること。 大阪府市共同住吉母子医療センターの運営について、市と連携して毎年度検証すること。 本市の市政改革の方針に基づき、大阪府・市病院機構の経営統合について検討を進めること。</p>	<p>○新病院基本構想への方針転換によるもの</p> <p>○住吉母子C開設により内容を修正。</p> <p>○府の中期目標にも掲載</p>